

令和3年 8月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和3年8月20日 午後2時00分 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員 11名  
1番 川村 耕一 2番 手塚 幸子 3番 高橋 和子 4番 福田 絹江  
5番 斎藤 敏夫 6番 加藤 英利 7番 神山 隆治 8番 増 淵 勝  
9番 高橋久美子 10番 小 池 毅 11番 渡 邊 悦子  
欠席農業委員 なし  
出席推進委員 9名  
12番 柏 木 武 14番 大島一比古 18番 村 上 隆 23番 柴田洋一  
25番 福田重勝 28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一  
31番 小倉政一  
欠席推進委員 なし  
傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第18号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第19号 農地法第18条(通知)について
- 第5 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第43号 日光農業振興地域整備計画の重要変更について
- 第7 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第45号 非農地証明願について
- 第9 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、推進委員につきましては9名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長 ただ今から、令和3年8月 日光市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長 ( 議事日程を朗読 )

福田 絹江 議長 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思います。6番加藤英利委員、7番神山隆治委員のご両名を指名いたします。  
なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長 つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし。」との声あり）  
異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。  
それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長 日程第3、報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
（川村光代主任挙手）  
はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任 報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。総会資料は1ページとなります。先月の5条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。貸人、借人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年7月19日。許可日および指令番号につきましては、令和3年7月19日、日農委指令第5-23号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長 ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
（「なし。」との声あり）  
よろしいですか。  
（「はい。」との声あり）

福田 絹江 議長 それでは次に移ります。  
日程第4、報告第19号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
（大島副主幹挙手）

福田 絹江 議長 大島 尚美 副主幹 はい、大島副主幹  
報告第19号 農地法第18条（通知）について、ご説明いたします。総会資料は、2ページから3ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は4件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、2番が日光市農業公社扱いの利用権の解約、3番・4番が農地中間管理権の解約になります。以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長 ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
（「なし。」との声あり）  
よろしいですか。  
（「はい。」との声あり）

福田 絹江 議長 ないようですので次に移ります。日程第5、議案第42号「農地法第3条の

規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、遊休農地対策部会、及び鳥獣害対策部会が担当しております。初めに遊休農地対策部会の加藤部会長から全体の説明をお願いします。続いて鳥獣害対策部会の増淵部会長からお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

今回は、8月18日に遊休農地対策部会と鳥獣害対策部会の4班編成で現地調査を行いました。遊休農地対策部会は1班と2班で行いました。第1班は私、加藤、小倉政一委員、村上隆委員、事務局から沼尾事務局長が同行しました。第2班は手塚幸子副部会長、柏木武委員、大島一比古委員、福田会長、事務局から福田係長が同行しました。総会資料の4ページ、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を柏木武委員、資料の5ページ、議案第43号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」の1番を大島一比古委員、3番を柏木武委員、続きまして、資料6ページ、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番を小倉政一委員、3番、4番を村上隆委員が担当しました。以上です。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長

福田絹江議長  
増淵勝農業委員

続きまして、鳥獣害対策部会では、第3班、第4班を担当いたしました。第3班は、阿久津文枝委員、佐藤修一委員、私、増淵、事務局から大島副主幹が同行いたしました。第4班は、神山隆治副部会長、柴田洋一委員、大貫宣秀委員、事務局から川村主任が同行いたしました。担当は、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番を阿久津文枝委員、議案第43号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」の2番を柴田洋一委員、4番を大貫宣秀委員、続きまして議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を神山隆治副部会長、議案第45号の「非農地証明願について」を佐藤修一委員が担当しました。それぞれ担当した委員が報告しますのでご審議の程よろしくお願いします。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、議案第42号の農地法3条の番号1番について担当委員の説明を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木推進委員。

柏木武推進委員

私は、議案第42号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市小林地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図により説明をいたします。申請地は、小林地内、塩野室運動公園から南東へ約400メートルに位置した場所です。案内図により説明をいたします。塩野室運動公園から市道を南西に100メートル、さらに南東に300メートルほど進んだところが申請地です。公図による説明をいたします。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。こちらが写真になります。ご覧のとおり水稻が作付けされています。契約内容は売買です。調査の結果、譲受人は所有する農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻、玉ねぎ・アスパラガス・ニンジン等を作付けしております。農地取得後も水稻の作付けを予定しています。利用権はありません。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について手塚副部会長から報告願います。

(手塚幸子農業委員挙手)

手塚幸子農業委員

はい、手塚副部会長。

ただいまの議案については、売買に関して、許可相当と思われるのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(阿久津文枝推進委員挙手)

はい、阿久津推進委員。

阿久津文枝推進委員

私は総会資料4ページ、議案第42号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市原宿地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明になります。申請地は、原宿地内、小百小学校から東へ約1.3キロメートルに位置した場所です。案内図による説明になります。小百小学校から日光地区広域農道を東に1.3キロメートルほど進み、信号機の所を右折して南に150メートルほど進んだ周辺に申請地があります。土地利用図による説明です。申請地は8筆で、登記簿地目は5筆が田・1筆が畑・2筆が原野、現況は田・畑となっております。道路の両脇にあり、東側に6筆、西側に2筆あります。譲受人は所有農地を適切に管理しており、家族4人で、ソバ・水稻を作付けしております。申請地は譲受人の耕作地の近くにあり、農地取得後はソバ・水稻の栽培を行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

譲受人は、経営農地を適切に管理し、耕作地も隣りにあるということで何ら問題はないと判断いたしました。許可相当と思いますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、部会以外の方からのご意見等をお受けいたします。何かございますか。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田重勝推進委員

売買価格、10アールあたり20万円というのは適正な価格なのでしょうか。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査

福田絹江議長

適正かどうかはよくわかりませんが、相対での話し合いで、両者の納得の上での金額だと思います。

(沼尾洋克事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長

福田絹江議長

沼尾洋克事務局長

圃場整備されている所は、10アールあたり50万円から100万円位で売買されているケースが多いようです。ここは、ご覧のとおり圃場整備されてなくて、一筆あたりの面積が小さい所が多いようです。相場が適正かどうかの判

断は難しいと思いますが、圃場整備されている所と比較して安いのは致し方ないと考えております。

(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長  
小池毅農業委員

はい、小池委員

ここは相続になった所なのでしょうか。また、利用権の設定はあるのでしょうか。

(鯉沼慶主査挙手)

福田絹江議長  
鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

現在の所有者は市外に住んでいるのですが、相続後、自分ではやらないのでやってくれる人に譲り渡すという話になったということです。利用権はありません。

福田絹江議長

他に、ご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、日程第6、議案第43号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題といたします。

番号1番について担当委員の報告をお願いします。

(大島一比古推進委員挙手)

大島一比古推進委員

はい、大島推進委員。

私は議案第43号の1番を担当いたしました。本申請は日光市小林地内におきまして、一般住宅敷地を目的として農振除外をする案件です。申請人及び申請地等詳細につきましては申請のとおりです。まず位置図により説明させていただきます。申請地は、塩野室運動公園から南西に約800メートルの所に位置します。塩野室運動公園から県道今市・氏家線へ向かって約300メートル直進するとT字路があります。T字路を右折し、今市方面に進んですぐ左折した所に申請地があります。県道から20メートルの所に位置しております。公図により説明させていただきます。3筆とも登記簿地目は畑になっております。住宅と農業用倉庫がこちらにあり、敷地全体は、正方形に近い形です。現地には申請人と設計・建築関係の方が立ち会いました。申請地は20年以上前から隣接する宅地と一体として利用されてきました。宅地の部分は売買されております。敷地内の一部が畑として3筆残ってしまったため、今般農振除外後非農地証明願を申請し、地目変更登記後、売買により所有権移転登記を行う計画です。周囲の状況はすべて田で、事務局から基盤整備による農地と聞いております。写真ですが、こちらが進入路で、こちらが申請地です。最初はこちらの境界が示されてなかったため、申請人の知人が測ってくれてそれを待つて確認した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願います。

(手塚幸子農業委員挙手)

手塚幸子農業委員

はい、手塚副部長。

ただいまの案件ですが、土地調査により地目が農地であることがわかり、今後、非農地証明の手続きを行い、土地地目変更登記終了後、売買による所有権移転登記を行うために農用地区域の変更を申請されたものです。部会としては変更妥当だと思われま。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員 はい、小池委員。  
農家でない方(申出人)が農地を一時的に取得することになるのですか。

(川村光代主任挙手)

福田絹江議長 はい。川村主任。  
川村光代主任 所有者の方は、福岡県に住んでおられて、宅地の方の売買は済んでおります。申出人は宅地を買う際に一部に農地があることを知らなかったということです。調べてみたら、農地が入っていて、そこが農振農用地だったということです。今回農振農用地の除外が済みましたら、非農地証明願が出される予定です。その後、地目変更登記をしてから売買になりますので、申出人が農地を所有するという事になりません。

福田絹江議長 皆さん、理解していただけたでしょうか。他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田絹江議長 挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長 続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(柴田洋一推進委員挙手)

柴田洋一推進委員 はい、柴田推進委員。  
総会資料の5ページをご覧ください。私は議案第43号の2番を担当いたしました。本申請は日光市土沢地内におきまして、山林を目的として農振除外をする案件です。申請人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は、土沢のコンビニエンスストアのある交差点から南へ約700メートルの場所に位置します。案内図により説明いたします。新里街道を宇都宮方面に向かって、土沢のコンビニエンスストアから市道を南に700メートルほど進み、左折して南東に100メートルほど進んだ右手に申請地があります。2筆とも登記簿地目は畑、現況は林で畑にはならない状態になっております。周囲の状況ですが、北側は宅地と道路、東側は宅地、南側は宅地と道路、西側は山林です。土地利用計画図です。現地には行政書士の方が立ち会いました。申請地は昭和55年に杉及びヒノキを植林し山林として利用しています。土地調査により地目変更登記をしていないことが判明しました。農振法の手続きを経て非農地証明の手続きを行い、土地地目変更登記をするということです。こちらが写真です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員 はい、増淵部会長。  
この案件は、現在山林として利用しており、農振除外後も山林として利用するという事です。農振除外後、非農地証明の手続きを行う予定で、部会での協議の結果、何ら問題はないということで変更妥当と思われれます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号3番について担当委員の報告を求めます。

( 柏木武推進委員挙手 )

はい、柏木推進委員。

柏木武推進委員

私は議案第43号の3番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は大室地内におきまして、資材置場及び宅地を目的として農振除外をする案件です。申請地は水無交差点から手前、北西170メートルに位置します。案内図により説明します。国道119号線を宇都宮方面に向かい水無の杉並木街道が終わったところから60メートル進み左折して50メートル進んだ右手に申請地があります。公図により説明します。申請地は2筆です。登記簿地目は畑、現況は畑と宅地です。周囲の状況は北側が119号線バイパス(現在工事中)、西側及び南側は宅地、東側も宅地です。土地利用計画図により説明します。まず、申出地●●番●の説明をいたします。申出地は昭和51年より隣接する土地と一体で建築業のための作業所敷地として利用してきましたが、今般土地調査により地目変更登記をしていないことが判明しました。今後、農振法の手続きを経て非農地証明願の手続きを行い、土地地目変更登記完了後、売買による所有権移転登記を行いたく申請するものです。次に申出地●●番●について説明します。現在の作業所敷地が手狭で資材置場や車両の駐車スペースが足りないことから業務に支障をきたしているため、申出地を買い受け、他の土地と一体の作業所敷地として利用したく申し出るものです。申出地に型枠材・単管パイプ置場、足場材置場と来客用駐車場2区画、事務所・休憩所を設け、他の敷地と一体で作業所用地として利用する計画です。総事業費は融資で賄う予定となっております。写真の申出地のこちらに建物があるんですが、行政書士の話ですと始末書を出しているということです。こちらは農振除外の手続きが済みましたら5条申請を提出したいということです。以上のことから問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について手塚副部長から報告願います。

( 手塚幸子農業委員挙手 )

はい、手塚副部長。

手塚幸子農業委員

この案件は、バイパス道路の建設により畑としてではなく資材置場として利用したいというものです。農振除外をすることに何ら問題はないと思われまます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

始末書が出ているということですので、事務局からご説明をお願いします。

( 川村主任挙手 )

はい、川村主任。

川村 光代 主任

この案件は、農振除外が済みましたら、今後、資材置場への転用ということで5条申請が提出される予定ですが、今回は理由書という形で添付されております。内容は「申請地につきまして農振法の認識不足により、許可前に開発行為を行ってしまいました。今後はこのような行為を一切行わないことを誓約いたします。」となっております。こちらは、あくまでも農振法に関しての理由書ということですので、今後農振除外が済んで、農業委員会へ5条転用申請が提出される際には、始末書を添付していただく予定です。

福田 絹江 議長

部会からの報告、事務局の補足説明を踏まえまして、ご質問等がございませ

たらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫推進委員。

大貫宣秀推進委員

私は議案第43号の4番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市土沢地内におきまして、美容室の建築及び来客用駐車場の造成を目的として農振除外をする案件です。位置図による説明をします。申請地は、土沢のコンビニエンスストアのある交差点から南へ約600メートルの場所に位置します。案内図により説明いたします。先ほどの2番の案件から北の方へ約150メートル進み、T字路を右折して約50メートル進み、左折した左手に申請地があります。登記簿地目・現況ともに田です。周囲の状況ですが、北側・東側は宅地、南側は道路、西側は畑です。周辺はいずれも申請人の家族の所有になります。土地利用計画図により説明します。申請人は現在こちらに住んでいます。申請地のこちら側に美容室の建築、こちらに来客用の駐車場2区画を造成する予定です。現地には、土地の所有者である申出人の家族と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。将来的な計画ですが、申請地の利用者は、隣接する土地に夫と長女と住んでおりますが、申請地に美容室を建築し美容師として働きながら家事、子育てとを両立したい、また将来、夫の両親の介護を考えているとのことでした。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理いたします。給水は市水道を利用いたします。写真ですが、こちらが申請地、これが南側の道路です。これはお住まいになっている宅地の方から撮影した写真です。西側は畑に隣接していますが、こちらにL型擁壁を設置して農地に影響を及ぼさないようにするとのことでした。以上のことから周りに及ぼす影響はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

この案件は、農振除外をして美容室と駐車場をつくる計画で、部会内で検討した結果、何ら問題はないということでした。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。



福田 絹江 議長

続きまして、日程第7、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 神山隆治農業委員挙手 )

はい、神山委員。

神山隆治農業委員

私は、議案第44号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市明神地内におきまして、売買により太陽光発電設備を目的として転用する5条申請です。申請地は東武明神駅から北1キロメートルに位置します。案内図により説明いたします。落合運動公園を北へ160メートル進み右折して50メートル進んだ右手に申請地があります。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は西側、東側、北側は宅地、南側は山林です。現地には譲渡人が立ち会い、杭打ちがされていきました。土地利用計画図により説明します。今回の申請地と隣接する南側の山林を合わせて利用する計画です。敷地内に153枚の太陽光パネルと10台のパワーコンディショナーを設置する計画です。周囲にはフェンスを設置します。給水・排水はありません。雨水については敷地内浸透処理いたします。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。申請人は、東京都文京区に本店を置く、リラクゼーションサロンの経営を主な業とする平成29年に設立した資本金10万円の株式会社です。関東・中部地方に8か所の発電所を保有しております。今般更に事業拡大を図るため、申請地を太陽光発電設備敷地として利用したく申請するものです。こちらの写真は申請地、こちらは南側の山林になります。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われ許可相当と思えますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について増渚部会長から報告願います。

( 増渚勝農業委員挙手 )

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

この案件は、(写真の)左側が農地ではなく山林となっています。右側の赤線の部分が畑です。部会では許可することに何ら問題はないと判断いたしました。ご審議の程宜しく願います。

福田 絹江 議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。売電価格は下がっていると思いますが、どのくらいでしょうか。

( 神山隆治農業委員挙手 )

はい、神山委員

神山隆治農業委員

24円くらいだと思います。

( 加藤英利農業委員挙手 )

福田 絹江 議長

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

譲受人はどのような会社なのでしょうか。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任。

川村光代主任

この会社の履歴事項全部証明書には、目的の所にリラクゼーションサロン経営と記載されているのですが、再生可能エネルギーによる発電事業及びその運営・管理、関連具材の卸売業務、これらも目的として記載してあります。この会社は、持続可能な社会の実現、二酸化炭素排出量の削減の社会的要請に応えるため2017年の創業以来、再生可能エネルギーに特化して関東西部8ヶ所に太陽光発電設備を設置しております。今般さらに事業を拡大するために太陽光発電設備の設置場所を探していたところ、この土地の話があったとのことです。

福田 絹江 議長

ただいまのご説明でよろしいでしょうか。他にご意見等がありましたら願

いたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(小倉政一推進委員挙手)

はい、小倉委員。

小倉政一推進委員

私は議案第44号の2番を担当いたしました。譲渡人・譲受人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市瀬川地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。申請地は瀬川の浄水場から西約240メートルに位置します。案内図により説明します。浄水場から国道119号線を日光方面に約240メートル進み、国道から10メートルほど左に入った所に申請地があります。登記簿地目は畑、現況も畑です。公図により説明します。こちらが申請地です。周囲の状況は、北側が宅地、西側が道路、東側は宅地、南側は畑です。現地には譲渡人、行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。これが土地利用計画図です。給水は市水道を利用します。汚水・雑排水は公共下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。まわりは20センチメートルぐらい上がっています。以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われまますのでご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について加藤部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

この案件は、一般住宅の建築を目的とするものですが、この真ん中の部分が抜けていますが、ここには作業場があったとのこと。それでこの三角の部分に、舗装をかけてしまったということで、始末書が提出されています。それ以外は問題がなく許可相当と思われまますので、ご審議の程宜しく願います。

福田絹江議長

始末書が添付されているということですので、事務局からご説明をお願いいたします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

「今般、日光市瀬川●●番●、●●番●の土地につき、農地法第5条による許可を得ないで、一部を道路敷きとしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。今後はこのようなことは決して致しませんのでなにとぞお許しくださいますようよろしく願います。」という内容で始末書が提出されております。

福田絹江議長

始末書を読み上げていただきました。ただ今の説明をふまえて、皆さんご意見等がございましたらお受けいたします。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋委員

高橋久美子農業委員

土地利用計画図をご覧いただきたいのですが、申請地はコの字型になっていますが、抜けている宅地の部分はどのようになるのでしょうか。

(加藤英利農業委員挙手)

福田 絹江 議長  
加藤 英利 農業委員

はい、加藤委員。  
宅地の部分は今回の申請地とは別に購入する予定だということです。  
(高橋久美子農業委員挙手)

福田 絹江 議長  
高橋久美子農業委員

はい、高橋委員。  
土地利用計画図の宅地の所に「同時利用地」と記載されていますが、それについて説明をお願いします。  
(川村光代主任挙手)

福田 絹江 議長  
川村 光代 主任

はい、川村主任。  
宅地の部分は、もともと宅地になっていて、現在何も建っていないのですが、周りのコの字の農地と併せて一般住宅敷地として利用するという事です。この譲受人の方は道路の拡幅工事により、現在住んでいる所から立ち退かなくてはならなくなり、こちらに引っ越してくる予定で、日光土木事務所長名で証明書も添付されております。

福田 絹江 議長

よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番、及び4番は関連がありますので、一括して担当委員の報告を求めます。

(村上隆推進委員挙手)

村上 隆 推進委員

はい、村上委員。

私は議案第44号の3番及び4番を担当いたしました。本申請は日光市中小来川地内におきまして、賃貸借により資材置場として一時転用する5条申請です。申請地は小来川小中学校から北東100メートルに位置します。小来川小中学校を東へ進み、突きあたりの県道小来川清滝線を左折し、日光方面へ進むとすぐ右側の道路沿いに申請地があります。2筆あり、登記簿地目は畑です。20年ぐらい前の道路拡張工事の際の残土を利用して道路の高さまで地盛してありました。現状は畑としては利用されてなく、砂利と土が混じったものが地盛されておりました。周囲の状況は東側はソバ畑、西側が道路、こちら側が農道です。土地利用計画図により説明いたします。現地には●●株式会社と●●工事事務所の方の2名が立ち会いました。約10本の杭が打ってありました。譲受人の●●株式会社は●●工事を行っておりますが、工事進捗状況に伴い施工ヤード内に建設資材を置くためのスペースが不足してきていることから、今回申請地を資材置場として利用したく申請するものです。敷地内に通路と●●工事で必要な仮設材・型枠材・コンクリートブロック等、主に●●工事に使う資材を置きます。盗難防止のためにこちらの部分にフェンスを張り、入口にゲートを設置するという事です。以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われれます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について加藤部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤 英利 農業委員

はい、加藤部会長。

この案件は、賃貸借3年、資材置場として一時転用する案件です。現地には砂利が敷いてありました。部会としては、始末書を提出していただければ、許可してもいいのではないかとということになりました。始末書は提出されている

川村光代主任  
川村英利農業委員

福田絹江議長

川村光代主任

福田絹江議長

増淵勝農業委員

福田絹江議長  
川村主任

福田絹江議長  
大島一比古推進委員

川村光代主任  
福田絹江議長

福田絹江議長

佐藤修一推進委員

のでしょうか。

はい、出ております。

3年後に再度賃貸する場合、その時はどうするのか疑問が残りますが、今回は始末書が出ていれば許可相当と考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

始末書が出ているということですので、事務局にご説明をお願いします。

(川村主任挙手)

はい、川村主任。

「私は中小来川●●番●、及び●●番●の土地は農地であるにもかかわらず農地法について理解していなかったため、隣接県道の高さまで碎石を入れました。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますので、今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては受理くださいますようお願い申し上げます。」以上です。

ただいまの説明をふまえ、意見等がございましたらお受けいたします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員

期間を延長する場合は、どうなるのでしょうか。

(川村主任挙手)

はい、川村主任

本来、農地法の一時的転用の期間は3年です。土地改良に係る転用の場合は土砂条例も絡みますが、土砂条例の一時的転用の期間は4年です。ここに1年の差が生じているため、1年ぐらいの延長でしたら事業計画変更申請を出していただいているのが現状です。

(大島一比古委員挙手)

はい、大島委員。

賃貸借3年ということですが、3年後に継続する場合は、その時点で再審査するという事よろしいのですか。

はい。

他にご質問などはございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番、4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番及び4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

続きまして、日程第8、議案第45号「非農地証明願について」を議題いたします。それでは、番号1番について担当委員の報告をお願いします。

(佐藤修一委員挙手)

はい、佐藤委員。

私は議案第45号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市大渡地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、日光市大渡地内、大渡交差点から東へ約400メートルに位置した場所です。大渡交差点から国道461号線を南東に300メートルほど進み、北東に100メートルほど入った先が願出地です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、田、山林、こちらが●●、つり堀です。平成2年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。写真からもわかりますように直径50センチメートルほどの大きな木が立っております。現地には、願出人が立ち会い、子供の頃にはすでに山林の状態となっており、そのまま現在に至っているということです。以上の事から証明すること

福田 絹江 議長

に問題はないと考えるので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

( 増渚勝農業委員挙手 )

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

願出人が子供の頃から山林だったということ、また、空中写真からも20年以上経過したことが確認できましたので証明することに問題はないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは番号1番について、採決を行います。1番につきましてこの原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第9、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第46号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は8ページとなります。今月の件数は2件で、面積合計は2筆で7, 147㎡となります。「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は9ページとなります。件数は2件、面積合計は2筆で5, 431㎡となります。内訳は、すべて新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。この件についてご質問ございますか。

( 川村耕一農業委員挙手 )

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

2番の借賃が10アールあたり200円ということですが。

( 大島尚美副主幹挙手 )

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

以前、貸人の方は他の方に無料で貸していたのですが、借人の方が作業をしなくて荒れてしまっていました。今回新たな借人が決まりましたが、以前のように無料でというわけにはいかないのに対して金額を決めこのようになったということです。

福田 絹江 議長

他にご質問はございませんか。

( 「なし。」との声あり )

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第46号の案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年8月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後4時9分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員